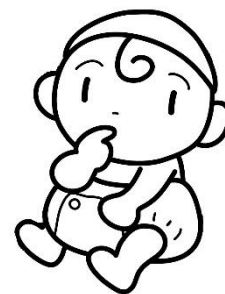


里帰りなどの **妊婦健康診査** 及び **新生児聴覚検査** の費用の助成について

新宿区では、母子健康手帳の交付を受けた方が、里帰り等やむをえない理由で妊婦健康診査受診票や、新生児聴覚検査受診票を使用できなかった場合にかかった費用の一部を助成しています。



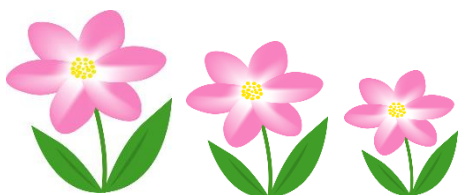
| | 妊婦健康診査 | 新生児聴覚検査 |
|------|---|--|
| 支給要件 | <p>① 新宿区に住所を有する期間に妊婦健康診査を受診し、かつ受診票を使用できなかった方</p> <p>② 支給対象となるのは保険適用外の妊婦健康診査費のみです。(保険適用されている場合は、支給対象とはなりません。)</p> <p>③ 支給対象となるのは都内契約医療機関以外で受診した妊娠健康診査費のみです。ただし、助産所での保健指導等については、2回目から14回目の受診票が使用できず生じた自己負担金について、助成の対象となります。1回目の受診票及び超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票については、助成の対象とはなりません。</p> <p>※母子健康手帳の交付日より前の日に受診した健診費用は、対象とはなりません。</p> <p>※日本国内の医療機関に限ります。</p> | <p>① 新生児聴覚検査受診日において新生児とその母が新宿区に住所を有すること。</p> <p>② 支給対象となるのは保険適用外の新生児聴覚検査費のみです。(保険適用されている場合は、支給対象とはなりません。)</p> <p>③ 支給対象となるのは都内契約医療機関以外で受診した新生児聴覚検査費のみです。</p> <p>④ 生後50日までの受診に限ります。</p> <p>※日本国内の医療機関に限ります。</p> |
| 申請方法 | <p>「里帰り等の妊婦健康診査費助成金申請書」、「里帰り等の新生児聴覚検査費助成金申請書」と、それぞれに必要な添付書類(裏面参照)を健康づくり課へご提出ください。(郵送可)申請書は新宿区のホームページからダウンロードいただけるほか、お電話でもご請求いただけます。</p> | |



| | 妊婦健康診査 | 新生児聴覚検査 |
|--------------|--|--|
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳の「表紙」のコピー ② 母子健康手帳に記載されている「妊娠中の経過」のコピー ③ 未使用の受診票 (妊婦健康診査受診票・妊婦超音波検査受診票・妊婦子宮頸がん検診受診票) ④ 当該妊婦健診に係る領収書 (コピー不可、確認後お返しします) | <ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳の「表紙」のコピー ② 母子健康手帳に記載されている新生児聴覚検査の「検査の記録」のコピーまたは当該検査結果の写しのコピー ③ 未使用の受診票 (新生児聴覚検査受診票) ④ 当該検査に係る領収書及び当該検査にかかった金額がわかる書類(領収明細書等) (④の書類はコピー不可、確認後お返しします) |
| 申請期限 | <p>出産(出生)日から1年間です。 (例)令和6年4月1日が出産日の場合→令和7年3月31日(必着)までに新宿区健康づくり課に申請書及び添付書類等が届いていること。</p> | |
| 助成額及び支払いについて | <p>提出された申請書を審査し、支給決定額を通知いたします。 ※審査により、自己負担額の全額が助成されない場合があります。</p> | <p>提出された申請書を審査し、支給決定額を通知いたします。 ※3,000円を上限に、自己負担額を助成します。</p> |
| | <p>助成金は申請書にご記入いただいた指定の口座にお振込いたします。なお、入金のお知らせはしていませんので、通帳等によりご自身でご確認いただくようお願いいたします。また、申請から入金までの期間は1か月～1か月半程度かかりますのでご了承ください。</p> | |

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先(郵送先)】



〒160-0022 新宿区新宿 5-18-14 新宿北西ビル 4階
新宿区健康づくり課 母子保健担当
TEL 03-5273-3047(直通)